

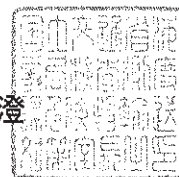


【機密性2】

国海査第521号の2
平成28年1月19日

一般財団法人 新日本検定協会
会長 石田 隆丸 殿

海事局検査測度課
危険物輸送対策室長
伊藤 真澄



コンテナ収納検査におけるセキュアリング材・ショアリング材の取扱いについて
(関連:国海査第404号(平成27年11月27日付け))

貴会、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は危険物の安全輸送に関しまして多大なる御協力を頂き御礼を申し上げます。

標記に関し、上段に内容積が概ね200リットルを超えるドラム又は収納物の質量が概ね200キログラムを超えるドラムを積載する場合の荷敷用板材については、国海査第404号別添「コンテナ収納検査における判定基準」中7.(1)①の備考において厚さ12mm以上のものを掲げているところですが、検証の結果、米国鉄道協会発行の「INTERMODAL LOADING GUIDE for Products in Closed Trailers and Containers」(2011版)に規定されたMethod G-2 又は Method G-3 による移動防止措置を講じている場合、並びに、これと同等の移動防止措置を講じている場合は、荷敷用板材の厚さを緩和できることが確認できました。

つきましては、コンテナ収納検査時において上記の移動防止措置が講じられていると認められる場合には、上段に内容積が概ね200リットルを超えるドラム又は収納物の質量が概ね200キログラムを超えるドラムを積載する場合の荷敷用板材について「厚さ6mm以上」として運用することとしましたのでお知らせ致します。

なお、「INTERMODAL LOADING GUIDE for Products in Closed Trailers and Containers」(2011版)によるMethod G-2、Method G-3 及びこれと同等と認められる移動防止措置の一例を参考添付します。

貴会内でのお取り計らいの程よろしく願いいたします。

以上